【巻末別表】

本文 第 16 条規程の「個人情報漏えい等の事故への対応」を次のとおり実施するものとする。

＞＞ 行政報告要領及び本人への通知要領の詳細 ＜＜

■「漏えい」「滅失」「毀損」の意味

個人データの「漏えい」「滅失」「毀損」（総称して「漏えい等」）の意味について、ガイドラインでは次のように記述されています。ただし、当該個人データに関して、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告不要とされています。なお、漏えい等の「おそれ」がある場合とは、漏えい等が疑われるが漏えい等があったことの確証がない場合をいいます。

漏えい ➔

個人データが外部に流出すること。

事例 1）個人データが記載された書類を第三者に誤送付した
事例 2）個人データを含むメールを第三者に誤送信した
事例 3）ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた
事例 4）個人データが記載・記録された書類・媒体等が盗まれた
事例 5）不正アクセス等により個人データを含む情報が第三者に盗まれた

※　当該個人データを第三者が閲覧しないうちに全てを回収した場合は「漏えい」に該当しない。
　また、事業者自身の意思による第三者提供は「漏えい」に該当しない。
※　金融機関等の関連情報の外部流出と「財産的被害発生のおそれ」との関係については、次のように考えられている。
　✧ 銀行口座情報だけが漏えい →財産的被害発生のおそれ 無
　✧ クレジットカード番号だけが漏えい →財産的被害発生のおそれ あり
　✧ クレジットカード番号の下４ 桁と有効期限の組合せが漏えい →財産的被害発生のおそれ 無
※　例えば、クレジットカードによる購入が可能なサイトのログイン番号とパスワードについて漏えい等が発生し、被害発生前にログイン番号とパスワードの再発行を含む被害防止が行われたとしても、基本的に報告が必要とされている。

滅　失 ➔

個人データの内容が失われること。

事例 1）個人情報データベース等を出力した帳票等を誤って廃棄した
事例 2）個人データが記載・記録された書類・媒体等を社内で紛失した

※　同じ内容のデータが他に保管されている場合は「滅失」に該当しない。事業者自身が合理的な理由により個人データを削除する場合も「滅失」に該当しない。
※　個人データが記載された帳票が適切に廃棄されていない場合、「漏えい」に該当する可能性がある。

毀　損 ➔

個人データの内容が意図しない形で変更されること、
あるいは、内容を保ちつつも利用不能な状態となること。

事例 1）個人データの内容が改ざんされた
事例 2）暗号化処理された個人データの復元キー喪失により、復元できなくなった
事例 3）ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった

※　サイバー攻撃により個人データが利用できなくなると同時に個人データが盗まれた場合には、「漏えい」にも該当する。
※　事例２・3 は、同じ内容のデータが他に保管されていれば「毀損」に該当しない。

■ 漏えい等が発覚した場合に講ずべき措置

漏えい等が発覚した場合に、ガイドラインでは次の５ 点について必要な措置を講ずることが求められています。

⑷ 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
⑸ 事実関係の調査及び原因の究明
⑹ 影響範囲の特定
⑺ 再発防止策の検討及び実施
⑻ 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知（義務は法令で規定する場合）

※ 事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係や再発防止策等を速やかに公表することが望ましいとされています。

■ 行政への届出や本人への通知が義務付けられる漏えい等の範囲

情報の質的側面に着目したもの（性質として、個人の権利利益への侵害のおそれが大きいもの）として、要配慮個人情報を含むもの（1 号）や財産的被害につながるおそれのあるもの（2 号）が掲げられています。情報の量的側面に着目したものとして、1000 名分を超える場合（4 号）が掲げられています。その他に、行為態様の悪質性に着目したものとして、不正目的による漏えい（3 号）が掲げられています。

⑷ 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等、またはそのおそれ
事例 1）病院で患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録した USB メモリーを紛失した場合
事例 2）従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
⑸ 不正利用により財産的被害を生ずるおそれのある個人データの漏えい等、またはそのおそれ
事例 1）EC サイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
事例 2）送金や決済機能のある WEB サービスのログイン ID とパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合
⑹ 不正目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等、またはそのおそれ
事例 1）不正アクセスにより個人データが漏えいした場合（サイバー攻撃については、下記を参照）
事例 2）ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合
事例 3）個人データが記載・記録された書類・媒体等が盗まれた場合
事例 4）従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合
※ 従業員による個人データの持ち出し事案に関し、漏えいのおそれがある事例として、「個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合」が例示されています。
⑺ 1000 名分を超える個人データの漏えい等、またはそのおそれ
事例）システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、閲覧可能な個人が 1000 名を超える場合

～ いずれも、発生した場合だけでなく、「発生したおそれがある」場合も含まれます。「おそれ」の有無については個別の事案ごとに判断されますが、「その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合」は「おそれ」がある場合に該当するとされています。

《サイバー攻撃による漏えい等のおそれがある事例》

ガイドラインでは次の４ つが例示されています。

⑷ 個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合
⑸ 個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合
⑹ マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ（C&C サーバ）が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN（Fully Qualified DomainName の略。

サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ（サーバ等）を特定するもの。）への通信が確認された場合

⑷ 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

■ 報告義務を負う者

当該個人データを取り扱う事業者が報告義務を負います。

個人データの取扱いを委託している場合、委託元と委託先の双方が当該個人データを取り扱っていることになるので、双方が報告義務を負います。ただし、委託により個人情報を取り扱っている者は、委託元に報告していれば、行政庁への届出や本人への通知義務は免れます。この場合、事態を知った後で速やかに（概ね 3～5 日以内）、委員会に報告すべき事項に関して、把握している限りの内容を全て委託元に通知する必要があります（施行規則 6 条の 4）。

■ 速報の取り扱い（施行規則 6 条の 3 第 1 項）

報告先 ➔

個人情報保護委員会

※ 個人情報保護法上の問題ではありませんが、法人の所管行政庁［都道府県 or 厚生労働省］にも報告が必要です。

報告の時期 ➔

法人のいずれかの部署の従業者が事態を知ってから概ね 3～5 日以内（「3～5 営業日」ではないので、土日祝日も含まれる）

報告する内容 ➔

⑷ 概要
～ 発生日、発覚日、発生事案、発見者、分類（施行規則第 6 条の 2 各号のどれに該当するか）、委託元・委託先の有無、事実経過等を記載。

⑹ 当該個人データの項目
～ 漏えい等が発生した情報項目（氏名、住所等）を、媒体（紙、電子媒体等）や種類（顧客情報、従業員情報等）とともに報告。

⑹ 当該個人データに係る人数

⑹ 原因
～ 漏えい等がどこで発生したかを含めて記載。

⑹ 二次被害やそのおそれの有無・内容

⑹ 本人への対応の実施状況

⑹ 公表の実施状況

⑹ 再発防止のための措置
～ 実施済みと今後実施予定に分けて報告。

⑹ その他参考となる情報

※ 報告の時点で把握している内容を報告します。

報告の方法 ➔

原則としてオンラインで報告する。
～ 個人情報保護委員会 WEB サイトの報告フォーム（別紙）に入力。

■ 確報の取り扱い（施行規則 6 条の 3 第 2 項）

報告先 ➔

個人情報保護委員会

※ 個人情報保護法上の問題ではありませんが、法人の所管行政庁［都道府県 or 厚生労働省］にも報告が必要です。

報告の時期 ➔

法人のいずれかの部署の従業者が事態を知ってから 30 日以内（不正目的による漏えい等の場合は 60 日以内）

報告する内容 ➔

速報における報告内容と同様

※ 全てを報告する必要がありますが、合理的努力を尽くしても一部の事項が判明していない場合は、

その時点で把握している内容を報告し、判明次第報告を追完することが必要です。

報告の方法 ➔

速報と同様、原則としてオンラインで報告する。

■ 本人への通知（施行規則６ 条の５）

通知の時期 ➔

法人のいずれかの部署の従業員が事態を知ってから、「事態の状況に応じて速やかに」行う。

※　基本的に速やかに通知する必要がありますが、具体的にどの時点で通知するかは、「その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断」すべきとされています。加えて、「その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例」として、次の２ つが例示されています。

事例 1）漏えいした複数の個人データがインターネット上の掲示板にアップロードされており、法人から当該掲示板の管理者への削除要請など必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

事例 2）漏えい等のおそれはあるが、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知しても本人が権利利益を守るための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

※　当初、漏えい等やそのおそれがあると思われたものの、その後の調査で実際にはそのようなことはなかったと判明した場合、本人への通知は不要とされています。

通知する内容 ➔

速報における報告内容のうち下記の事項に関し、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行う。

⑷ 概要
⑹ 当該個人データの項目
⑾ 原因
⑿ 二次被害やそのおそれの有無・内容
⒀ その他参考となる情報
～ 本人が権利利益を守るために取り得る措置など。

※　「本人の権利利益を保護するために必要な範囲」における通知の事例として、次の２ つが例示されています。

事例 1）不正アクセスによる漏えい事案で、原因に関し、個人情報保護委員会への報告内容から必要な内容のみを選択して本人に通知すること

事例 2）漏えい等が発生したデータ項目が本人ごとに異なる場合に、本人に関係する内容のみを通知すること。

通知の方法 ➔

ガイドライン上は、「事案の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法」によるべきとされており、文書の郵送、電子メールの送信の２ つが例示されています。

通知の例外 ➔

本人への通知が困難である場合は、代替措置による対応が認められています。

＜本人への通知が困難な場合の例示＞

事例 1）保有する個人データの中に連絡先が含まれていない場合

事例 2）保有している連絡先が古く、現時点で連絡できない場合

＜代替措置の例示＞

事例 1）事案の公表

事例 2）本人からの問合せ窓口を用意してその連絡先を公表_

【報告先の概要】　※当法人は赤点線のルート

個人情報漏えい等の事故が発生し、個人の権利利益を害する事実が発生した場合、あるいは発生するおそれある場合に、「個人情報保護委員会への届け出」するルート

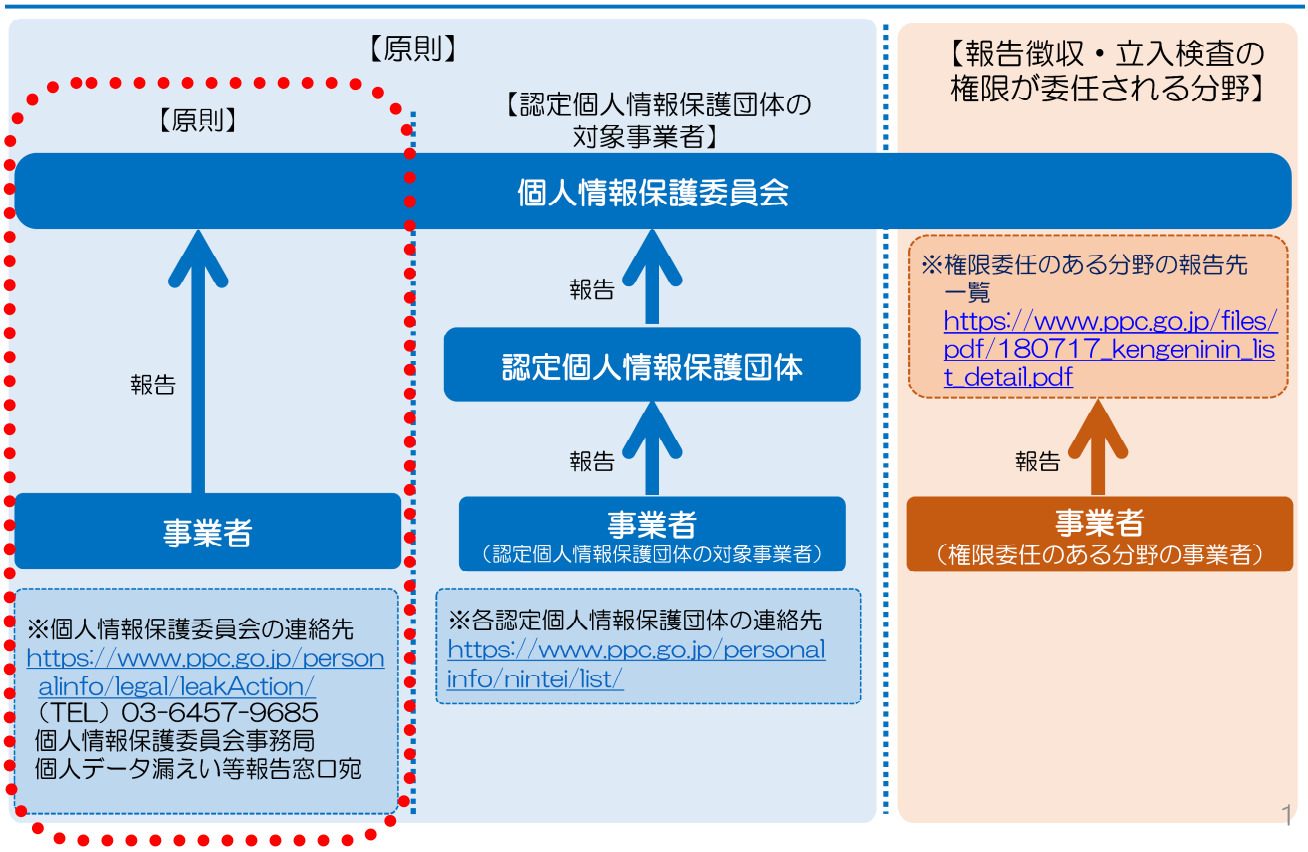

【オンライン報告入力先（通常の報告先）】

→個人情報保護委員会の報告先
https://roueihoukoku.ppc.go.jp/incident/incidentacceptance_r2

※通常は上記の“オンラインの入力フォーム”から行います。オンライン報告フォームを使用した報告が困難な際に、下記の Word 形式の報告様式を使用するものです。

個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

【記載例：word 形式　漏えい等報告（新規報告）】

※あくまで記載例ですので、必ずしも記載されている対応を行うことを求めるものではなく、また、更なる対応を行うことを妨げるものでもありません。

平成 29 年 6 月 26 日

個人情報保護委員会　御中

業種については、総務省が公表している日本標準産業分類を参考に記載してください。

組織名　●●株式会社
担当部署　●●部●●課
業種　●●業（××××※数字４桁の業種番号）
担当者　●●　●●
所在地　●●県●●市●●
連絡先（TEL：×××－×××－××××　）

個人データの漏えい等事案の報告について

平成 29 年個人情報保護委員会告示第１号に基づき、下記のとおり報告します。

①報告種別	新規報告・続報（前回報告：　　年　月　日）
②事案の概要 ※発覚日、発生日、発覚に至る経緯を含む	発覚日：平成 29 年 6 月 15 日　発生日：平成 29 年 6 月 1 日 当社は●●業を中心とする●●業者であり、顧客リストや業務データを共有ドライブにて管理しているが、空き容量不足により一部外部記憶媒体への保存を行っている。 H29.6.1　●●部署に所属する社員 A が過去の業務データを確認するため、執務室内において同部署の管理する外付けハードディスク（約 5 万人分の契約者情報を保存）を 30 分程度使用。 H29.6.8　同部署の社員Ｂが当該ハードディスクを使おうとするも、所定の箇所に見当たらず。急ぎではなかったこともあり、紛失とは認識せず。 H29.6.15　社員 B が改めて当該ハードディスクを使用しようとするも見当たらず。同部署に所属する 30 名に確認したが不明であったため事務所内全ての捜索を開始。 H29.6.22　当社事務所内の捜索を行ったが発見できず。責任者が、紛失したものと判断。
③発生事実	■漏えい　□滅失　□毀損
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	媒体：□紙　■電子媒体　□その他（　　） 種類：■顧客情報　□従業員情報　□その他（　　） 項目：■氏名　■生年月日　■性別　■住所　■電話番号 □クレジットカード情報　□加工方法　■メールアドレス □パスワード　■その他（売買契約内容）
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（　約５万　）人　　内クレジットカード情報を含む（ 0 ）人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑥発生原因	主体：■事業者　□委託先　□不明 原因：□不正アクセス　□誤交付　□誤送付（メール含む）　□誤廃棄 ■紛失　□盗難　□従業員不正　□その他（　　） 詳細：持ち出し可能な外部記憶媒体へ個人データを保存していたが、その使用ルールが形骸化しており、記録簿への記入及び責任者の確認（押印）がなされていない状態であったこと。
⑦二次被害（そのおそれを含む）の有無 （被害がある場合はその内容）	有無：□有　□無　■不明 詳細：紛失後、現時点においては、不正使用等の被害が発生した事実は確認されていない。 ※被害が無い又は不明の場合もその理由等を記載してください。

⑧公表（予定）	【事案の公表】 ■　あり（予定も含む）　公表（予定）平成 29 年 6 月 30 日 □　なし　　□　未定 【公表方法　※「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 ■　ＨＰに掲載　　□　記者会見　　□　記者クラブ等への資料配布 □　その他（　　）
⑨本人への対応等 ※連絡の有無及び対応内容を含む	有無：□対応済（対応中）　■対応予定　□予定なし 方法：紛失の事実関係等について文書を発送する。
⑩再発防止策等	・外部記憶媒体に保存されている契約者情報を持ち出し不能な共有ドライブへ移行するとともに外部記憶媒体から削除する。 ・社内の全データにつき、外部記憶媒体への移行を制限する。 ・資産管理体制の総点検を実施する。
⑪その他	外部に漏えいした事実が確認された場合や、当該ハードディスクが発見された場合には報告する。

※　前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に 下線 を引いてください。

（注）個人情報保護委員会ホームページの報告フォームから報告を行う場合、下線は表示されません。

公表文（案）

公表文は現在作成中のため、出来次第報告いたします。

※　公表を予定している場合は、公表予定の文案を記載又は添付してください。

PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

【記載例：word 形式　漏えい等報告（続報）】

※あくまで記載例ですので、必ずしも記載されている対応を行うことを求めるものではなく、また、更なる対応を行うことを妨げるものでもありません。

平成 29 年 6 月 6 日

個人情報保護委員会　御中

業種については、総務省が公表している日本標準産業分類を参考に記載してください。

組織名　●●●●株式会社
担当部署　●●部●●課
業種　●●業（××××※数字４桁の業種番号）
担当者　●●　●●
所在地　●●県●●市●●
連絡先（TEL：×××－×××－××××　）

個人データの漏えい等事案の報告について

平成 29 年個人情報保護委員会告示第１号に基づき、下記のとおり報告します。

①報告種別	新規報告・(続報)（前回報告：平成 29 年 4 月 28 日）
②事案の概要 ※発覚日、発生日、発覚に至る経緯を含む	発覚日：平成 29 年 4 月 19 日　発生日：平成 29 年 2 月 1 日 当社は●●業を主要事業としており、ＷＥＢサイトにて代金決済を行っているが、ＷＥＢサイトに対する外部からのＳＱＬインジェクション攻撃により、サイトに入力された顧客の個人データが外部に流出。 H29. 4. 19　クレジットカード会社より、当社ＷＥＢ上でカード決済を行った顧客のカードが不正利用されている可能性があるとの連絡あり。 H29. 4. 22　カード会社より不正利用被害１０件超との連絡があり、カード決済を停止。サイトのベンダーへ調査を依頼する。 H29. 4. 23　外部業者へフォレンジック調査を依頼する。 H29. 5. 30　調査の結果、H29. 2. 1～2. 28 にＳＱＬインジェクション攻撃を受け、H28. 10. 1～H29. 4. 22 に取得した個人情報が不正アクセスにより流出したものと判明する。
③発生事実	■漏えい　□滅失　□毀損
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	媒体：□紙　■電子媒体　□その他（　　） 種類：■顧客情報　□従業員情報　□その他（　　） 項目：■氏名　□生年月日　□性別　■住所　■電話番号 ■クレジットカード情報　□加工方法　■メールアドレス □パスワード　□その他（　　）
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（　98, 765　）人　　内クレジットカード情報を含む（ 35, 462 ）人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑥発生原因	主体：■事業者　□委託先　□不明 原因：■不正アクセス　□誤交付　□誤送付（メール含む）　□誤廃棄 □紛失　□盗難　□従業員不正　□その他（　　） 詳細：ＷＥＢサイトに対するＳＱＬインジェクション攻撃
⑦二次被害（そのおそれを含む）の有無 （被害がある場合はその内容）	有無：■有　□無　□不明 詳細：クレジットカード番号の不正利用。現時点で 100 件（約 1, 350 万円）。 ※被害が無い又は不明の場合もその理由等を記載してください。

⑧公表（予定）	【事案の公表】 ■　あり（予定も含む）　公表（予定）平成 29 年 6 月 9 日 □　なし　　□　未定 【公表方法　※「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 ■　ＨＰに掲載　　□　記者会見　　□　記者クラブ等への資料配布 □　その他（　　）
⑨本人への対応等 ※連絡の有無及び対応内容を含む	有無：□対応済（対応中）　■対応予定　□予定なし 方法：・漏えいの事実関係等について文書を発送する。 ・顧客相談窓口を設置する。
⑩再発防止策等	・不正アクセスを受けたページを閉鎖し、新たなサイトを構築する。 ・ファイアウォールにて海外からのアクセスを遮断する。 ・サーバ環境を移転する。 ・クレジットカード情報を保持しない遷移型サイトへ移行する。
⑪その他	被害状況等詳細については現在確認中のため、確定次第改めて報告する。

※　前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に 下線 を引いてください。
（注）個人情報保護委員会ホームページの報告フォームから報告を行う場合、下線は表示されません。

公表文（案）

お客様各位

ショッピングサイト「○○○」への不正アクセスによるクレジットカード情報を含む情報漏えいについて

この度、弊社が運営しておりますショッピングサイト「○○○」におきまして、外部からの不正アクセスによりお客様の個人情報が流出したことが判明いたしました。個人情報のなかには、クレジットカード情報も含まれております。

お客様には、多大なご迷惑とご心配をおかけする事態になりましたことを、深くお詫び申し上げます。

この件で個人情報が流出した可能性のあるお客様へは、随時個別にメール又は電話にてご報告をいたしておりますが、セキュリティ専門会社による詳細な調査結果を踏まえ、改めてご報告とホームページでの公表をさせていただきました。

弊社は、今後、再発防止のための安全対策を徹底してまいります。

【流出した個人情報】
・氏名
・住所
・電話番号
・メールアドレス
・クレジットカード番号、有効期限

【流出した人数】
98,765 人　　内クレジットカード情報を含む方は 35,462 人

【お客様へのお願い】
クレジットカードのご利用明細書に身に覚えのない請求項目がないか、ご確認をお願いいたします。

また、弊社へ登録いただいておりましたメールアドレスに不信なメールが届く場合がございますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ窓口】
電話番号：○○－○○○○－○○○○　お客様相談窓口
受付時間：○曜日～○曜日　午前○時～午後○時

※ 公表を予定している場合は、公表予定の文案を記載又は添付してください。

【オンライン報告入力フォーム（個人情報保護委員会 WEB サイトより）】

画面操作について

ブラウザの終了ボタン（［×］マークのボタン）をクリックすると、ブラウザが閉じて入力内容が破棄されます。
入力を中断する際に入力した内容を保存されたい場合には、本画面の［一次保存（ＣＳＶ出力）］ボタンでＣＳＶファイルを出力して保存してください。
入力を再開する際に、保存したＣＳＶファイルから入力情報を読み込むことができます。

報告内容入力

CSVファイルの読込方法

一時保存または前回報告時のCSVファイルをお持ちの場合、CSVファイルから前回の入力内容を読み込むことができます。
①ボタンをクリックしてCSVファイルを選択した後、②ボタンをクリックしてCSVファイルを読み込んでください。
※②ボタンをクリックすると現在の入力内容は破棄されます。

① ファイルを選択 選択されていません

② 一時保存または前回報告データの読込

報告種別：新規報告

○ 速報　事実確認中/検討中の事項がある場合、こちらを選択してください。
○ 確報　最終的な報告となる場合、こちらを選択してください。

報告をする個人番号利用事務等実施者(以下報告者という。)の概要

組織区分：○ 行政機関 ○ 独立行政法人等 ◉ 地方公共団体等 ○ 事業者

報告者の氏名又は名称：個人情報保護委員会

フリガナ：ｺｼﾞﾝｼﾞｮｳﾎｳﾎｺﾞｲｲﾝｶｲ
※フリガナは半角カナで入力してください。

法人番号：4000012010025
※13桁の数字でお願いします。

報告者の住所又は居所：東京都千代田区霞が関3-2-1

代表者の氏名
(報告者が法人等の場合に限る)：個人情報保護委員会　太郎

フリガナ：ｺｼﾞﾝｼﾞｮｳﾎｳﾎｺﾞｲｲﾝｶｲ ﾀﾛｳ

事務連絡者の氏名：個人情報保護委員会　花子

フリガナ：ｺｼﾞﾝｼﾞｮｳﾎｳﾎｺﾞｲｲﾝｶｲ ﾊﾅｺ

所属部署：総務課

電話番号（ハイフン不要）：0364579680
※担当者の方と連絡がつく番号を記載してください。

メールアドレス：info@example.com
※大文字のアルファベットを含むメールアドレスは使用できません。
※報告書が提出された場合に、このメールアドレスに報告番号が送信されます。

メールアドレス確認：info@example.com
※この欄は貼り付けができません。

事態の概要

発生日：2019/01/01

☐ 複数日にわたる場合、日付が不明な場合、等
2019/1/1～2019/3/31、～頃、不明

発覚日：2019/01/01

□ 複数日にわたる場合、日付が不明な場合、等

2019/1/1～2019/3/31、～頃、不明

事務の内容：○ 個人番号利用事務 ○ 個人番号関係事務 ○ その他

事務の名称：

※特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」を記載してください。

※「個人番号利用事務」を選択した場合のみ記載してください。

特定個人情報保護評価の実施の有無：○ 実施(義務) ○ 実施(任意) ○ 実施していない

評価の種類：○ 基礎項目評価 ○ 重点項目評価 ○ 全項目評価

発生事案：（該当するものを全て選んで下さい）

□ 漏えい
□ 漏えいのおそれ
□ 滅失
□ 滅失のおそれ
□ 毀損
□ 毀損のおそれ
□ 番号法第9条違反
□ 番号法第9条違反のおそれ
□ 番号法第19条違反
□ 番号法第19条違反のおそれ
□ その他 （ ）

発見者：
○ 報告者
○ 委託先
○ その他 （ ）

番号法規則第２条各号該当性：（複数回答可）

□ 第１号(情報提供ネットワークシステム等)
□ 第２号(不正の目的)
□ 第３号(不特定多数の者に閲覧)
□ 第４号(百人超)
□ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

※任意の報告は「非該当」を選択してください。

報告者に特定個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：○ 有 ○ 無

名称

住所

電話

報告者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：○ 有 ○ 無

名称

住所

電話

事実経過

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

(記載例)
○年○月○日：決済代行会社から漏えいのおそれがある旨連絡を受ける
※同日：不正アクセスを受けている可能性があるため、ショッピングサイトのクレジットカードによる決済を停止した。
○年○月△日：自社の情報が漏えいしていることを確認した
○年○月□日：原因や被害等究明のため、○○社にフォレンジック調査を依頼した

※事実経過には被害の拡大防止のためにとった措置も含めて記載してください。

外部機関による調査の実施状況：
○ 実施済(実施中)
○ 実施予定
○ 検討中
○ 予定なし （詳細： ※外部機関による調査を実施しない理由を記載してください。 ）

※番号法規則第2条第2号に該当する場合のみ上記に回答してください。

依頼（予定）日：2019/01/01

※「実施済(実施中)」又は「実施予定」を選択した場合、上記を記載してください。

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報の項目(各項目複数回答可)

媒体：
□ 紙
□ 電子媒体
□ その他（ ）

種類：
□ 顧客情報
□ 住民情報
□ 従業員情報
□ その他（ ）

項目：
□ 氏名
□ 生年月日
□ 性別
□ 住所
□ 電話番号
□ メールアドレス
□ パスワード
□ その他（ ）

特定個人情報に係る本人の数

状況：○ 人数判明 ○ 確認中 ○ 不明

人数： 人

※発覚した時点で把握した概数を記載してください。

発生原因

主体：○ 報告者 ○ 委託先 ○ 不明

原因：
○ 不正アクセス （攻撃箇所 ＥＣサイト ）（攻撃手段 パスワードリスト型攻撃、総当たり ）
○ 誤交付
○ 誤送付（メール含む）
○ 誤廃棄
○ 紛失
○ 盗難
○ 不正利用
○ 不正提供
○ その他 （ ）

詳細：

二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

有無：○ 有 ○ 無 ○ 不明

詳細：

※被害がある場合はその内容、
無い場合はその理由等を
記載してください。

本人への対応の実施状況

本人への対応(通知を含む)：○ 対応済（対応中） ○ 対応予定 ○ 予定なし

詳細(予定なしの場合理由を記載)：

※対応内容等を記載してください。

公表の実施状況

事案の公表：○ 実施済 ○ 実施予定 ○ 検討中 ○ 予定なし

※「実施済」又は「実施予定」を選択した場合、下記を記載してください。

※公表予定の文案を最下段の「公表文」欄に記載してください。

公表（予定）日：2019/01/01

□ 公表日が未確定の場合

～頃、不明

公表方法：□ ホームページに掲載

（複数回答可）□ 記者会見

□ 報道機関等への資料配布

□ その他（ ）

公表文：※公表文案のテキストをコピーして記入欄に貼り付けてください。

再発防止策のための措置

実施済の措置：※再発防止に向け実施済みの措置を記入してください。

今後の実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む)及び完了時期：　※再発防止に向け今後の実施予定の措置及び完了時期を記入してください。

その他参考となる事項

その他参考となる事項：　※その他に報告事項が有れば記入してください。

一時保存（ＣＳＶ出力）　現在の入力内容をCSVファイルに保存します。
このCSVファイルを次回再開時に読み込むことにより、現在の入力状態から再開することができます。

ＰＤＦ出力（報告書形式）　入力した報告内容を、報告書形式で確認、出力できます。

旧書式出力（報告書形式）　令和４年４月１日より報告書の書式が変更となっています。
旧書式の控えが必要な場合はこちらからダウンロードできます。

戻る　次へ
（報告内容確認画面）

PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission
法人番号：4000012010025
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階
電話：03-6457-9680（代表）

【報告／通知義務の周知リーフレット】

漏えい等報告 本人への通知 が義務化※されます!!

※ 令和４年４月１日から、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となります。

≪個人の権利利益を害するおそれがあるときに該当する事態≫

1. 要配慮個人情報が含まれる事態
2. 財産的被害が生じるおそれがある事態
3. 不正の目的をもって行われた漏えい等が発生した事態
4. 1,000人を超える漏えい等が発生した事態

速やか(概ね３～５日以内)に個人情報保護委員会への報告を行いましょう。
漏えい等報告については個人情報保護委員会のホームページにて受け付けています。

漏えい等報告

≪本人へ通知する際には…≫

当該事態の状況に応じて速やかに、
概要、個人データの項目、原因などの内容を
本人にとって分かりやすい方法で行いましょう。

（通知の方法の例）
- 文書の郵送
- 電子メールの送信

本人への通知が困難な場合は、次のような代替措置を講ずることも可能
- ホームページ等での公表
- 問合せ窓口の設置

PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

研修用動画のご案内

個人データの漏えい等事案と発生時の対応について

～ 個人データの漏えい等事案の報告義務化を受けて ～

「漏えい等」って何を指すのかわからない…

漏えい等事案が発生した際、何をしたらいいのかわからない…

社員研修に活用できる教材はないかな…

その悩み、個人情報保護委員会が解決します!!

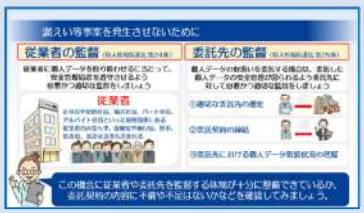

掲載先）政府インターネットテレビ

漏えい等の定義や**漏えい等事案が発生した際の対応**などを解説した動画です!!

研修に活用できるボリューム(約28分)となっています!!

≪問合せ先≫
個人情報保護委員会事務局　研修担当
（電　話）　03-6457-9680

PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

社会福祉法人
虹のまち福祉会